

7番（木村 宗朝君） 今回は3点について質問いたします。

最初は自治会の加入について、町長に質問いたします。

自治会は、そこに住んでいるだれもが、住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体のさまざまな課題を共同して解決していく場であると同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものです。

近年、核家族化・少子化・高齢化の進行、犯罪の増加などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。それに伴い、子育てや福祉、防災や防犯など、地域社会が抱える課題も多岐に及んでいます。このような課題は、互いに手を携え、自治会などの地域の力を合わせて、課題解決に向けて取り組んでいくことが大切であると考えます。

そこで自治会加入について、以下の3点について質問します。

1点目、自治会へ加入していない戸数はどれくらいですか。2点目、町として自治会へ加入しないデメリットはどのようなことがありますか。3点目、自治会加入の義務化をする考えはないですか。

以上3点、よろしく願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 木村議員の自治会の加入についてのご質問に、お答えをいたします。

自治会の未加入問題につきましては、当町だけの問題ではなく、現代社会の地域における重大な問題であり、未加入、脱退者の増加などによる自治会の求心力の低下が危惧されております。

言うまでもなく、自治会はそれぞれの地域において、共同生活上の必要から、共通の利益の促進のために、自発的に組織された住民による任意団体であり、公的な位置づけはされておられません。

まず、1点目の自治会へ加入していない戸数につきましては、東員町全体の加入率が87%となっており、約1,100世帯が未加入世帯となっております。地区別で見ますと、アパート建築が進んでおります六把野新田自治会で56%、鳥取自治会では62%と低く、逆に笹尾地区で93%、城山地区では96%と、高い加入率となっております。

次に未加入のデメリットは何か、とのご質問ですけれども、これからの超高齢化社会を考えると、相互扶助の観点から、地域の住民相互の連絡とか環境の整備など、地域的な共同活動は、今後ますます重要になってくるところでございませう。

最後に自治会加入の義務化の考えはないか、との質問でございませうが、先ほど申し上げましたとおり、自治会は任意団体の組織であり、強制加入の団体ではありませんので、加入を義務化することはさまざまな課題等があるものと考えます。

最近、一部の自治体におきまして「自治基本条例」等で、自治会がまちづくりに

果たす役割が大きく、その位置づけや役割を明確にするべきであるとの観点から、自治会への加入を義務化する動きもございます。

今後十分に検討すべき課題と考えますが、自治会組織は、地域の自治活動の中心的な担い手として、住民の皆さんの生活を支えております。自治会活動が自治を推進する上で必要不可欠でありますので、ぜひ自治会に加入し、地域活動にご参加をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 未加入が1,100世帯あるというのは、私の想像よりもはるかに多い数字だなと思ひます。87%しか加入していないという状況、1,100世帯というのは多いなと思ひます。

この1,100世帯の未加入者への広報活動を、町としてどのようにしているのか。広報とういんなどをどのように配布しているのかを、お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

町内の主要な企業と申しますか、会社のほうには郵送で送付をさせていただいておりますし、未加入世帯の方へは配置場所というんですか、広報等を置かせていただいている場所が、役場のほか笹尾連絡所、町内の金融機関、北勢線東員駅で案内をさせていただいております。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 各戸に配布できないという状況で、役場に置いたり、笹尾連絡所に置いたり、東員駅に置いたりということでしょうけど、そういう1,100世帯の人たちが、こちらで配りたいと思ひている広報をすべて持っていけるということは、まずないと思ひます。

今後ケーブルテレビではなくて、自分でアンテナを上げられる人にとっては、余計にこちらからの情報が、まず伝わらない状況になります。このような状況をそのまま放置していいのかどうかと思うんですけど、この対策というのは、任意で自分たちで自治会へ入っていただくしかないという考えでいいのでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

行政としては、未加入者に対する行政のお知らせとか、いろいろの広報関係、どのようにして伝えるか、今まではケーブルテレビ等、無料で全戸加入ということであつたわけでございますけど、その辺も少し不透明になってきております。

そういうことで、将来どういう方向でというので非常に議論を重ねておりますし、手探りの状態で、どのようにしていったらいいかという新しい方法がまだ確立をし

ていない状況でございます。今のところは自治会長を通じて自治会に加入していただくのが一番最高なんですけど、メリットがないからだと思いますが、煩わしいとか、いろいろの行事等に参加しないといけないということから、多分加入されてないと思います。現実には行政としては、今苦慮しておる段階でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） もう1つ、自治会から考えての話ですが、自治会加入者の負担で未加入者が気づかずにサービスを受けているようなことはないでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

未加入者が、自分はサービスを受けておるのになかなか気づかないところもあるかと思いますが、私ども行政としては、自治体の組織の形態にもよりますけど、例えば子ども会、老人会などで、地域でのふれあいとか、おつき合いとか、支え合いが希薄になると考えております。例えば自治会の草刈りとか防犯灯の電気代とか、ごみ集積場の清掃とか、公園等の維持管理などで、未加入者もサービスを受けておるということだと思っております。そういうことで、今後ほかには自主防災組織というんですか、それにおける情報の共有とか、普段の生活における地域の良好な関係とか、災害時の支援など、重要になってくると考えておりますので、ぜひ加入をしていただきたい、そんな思いでおります。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 今言われた子ども会とか老人会の行事、公園の掃除とか、町のサービスでやっていると思われることが、自治会の皆さんが会費を払って、そのお金で、自治会へ入っていない人がサービスを受けているということも、きちっと説明しないと、本当は不公平なんだということも、本来は言っていただくべきだと思います。

そこでもう1つ、最初の答弁で、自治会への強制加入は本当に無理なのかという質問なんですけれども、長野県の小諸市では、自治基本条例で自治会への加入を義務づけた、こういう新聞の記事がありました。3月の記事ですけど、長野県小諸市議会は19日、常設型の住民投票制度を盛り込んだ自治基本条例を可決した。住民投票は16歳以上の市民に投票権と請求権を認めたということで、自治基本条例は市民や市議会が果たす役割などを明記し、市民の主体的な地域づくりを理念に掲げる。そして住民投票制度のほか、市民の区自治会への加入義務なども盛り込んだと、このように書いてありました。

その自治基本条例を調べると、確かに第9条のところで区への加入というのがあ

りまして、本市に住む人は前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません、このように規定をしております。最初に任意団体であるので義務化は難しいという答弁でありましたけれども、このような例があるので、東員町も自治基本条例で義務化を明記したらどうかと、このように思うんですが、どうでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

先ほど長野県の小諸市の自治基本条例を教えてくださいました。現在、自治基本条例というものが、全国で182の市町村が既に制定済みとなっております。小諸市の場合も短時間で条例をつくられたということではないそうでございます。いろいろ調査させていただきますと、3年の年月を費やされて議論をされ、自治会に加入することを義務化した条例をつくられたということでございますけど、まだまだ施行してから間もないということで、状況は以前と変わらないというようなことだそうでございます。

条例に義務化したということなんですけど、もともと市民というんですか、町民の皆さんと議論を重ねた上でされたと思います。強制的に義務化ということで、東員町がそういう条例をつくるということは少し厳しいかなと思います。

実は私も以前に自治基本条例について、自治会長会で研修にも行っていただいております。過去に私も自治基本条例をつくって、何とか未加入の皆さんも巻き込んで、行政としていろいろの情報がきちっと届けられるように、また新しいまちづくりもみんなで行っていく、いざ災害というときにはきちっと命を助けられる、それには自治会組織というものをきちっとしていかないと大変なことになるということで危機感を持ってきたところでございます。

これからいろいろと町民の皆さんと議論をしたいんですけど、自治会に加入されてみえない方というのは、単身で来てみえる方とか、いろいろの状況でございまして、その方たちが会合をしても出てきてもらえないという、非常に厳しいところがございます。自治会ごとにお隣同士とか、いろいろなことで出てきてもらえるような方向をとると、今の自治会長あたりをお願いをしていかないと厳しいかなと思っておりますので、これから皆さんと行政とでお話をさせていただきながら、よりよい方向を見つけていく、そんな思いでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） すぐには無理でしょうけど、議論を重ねながら、ぜひお願いをしたいと思います。

自治基本条例をつくる、あるいは一方で議会基本条例というものもあります。私の考えは、議会基本条例をつくるよりも、自治基本条例の中に議会のあり方も入れて

いくのがいいかなと思っております。ぜひとも自治基本条例を制定するようなことを進めていただきたいなと思います。

次の質問にいきます。

町施設の休館日について、質問いたします。

東員町には総合文化センター、陸上競技場、総合体育館など、他の市町村にひけを取らない立派な施設があります。私たち町民は、それらの施設を有効に利用しています。

今回の質問は、そういった施設に休館日というものが設けられておりますが、休館日は必要なのか。休館日をなくして稼働率を上げた方が、さらに有効利用ができるのではないかといった観点での質問であります。

そこで3点の質問をします。

1点目、町の施設で休館日が設けられている施設はいくつありますか。2点目、施設の休館日は必要と考えていますか。3点目、利用率の高い施設は、年末年始を除き、休館日をなくして有効に利用したらと考えますが、どうでしょう。

以上3点について、町長の考えをお聞かせください。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 木村議員の町施設の休館日について、お答えをいたします。

まず1点目の休館日のある施設につきましては、保健福祉センター、総合文化センター、総合体育館など、町が設置しております公の施設、19施設が、その設置条例において休館日等を設けております。

次に、施設の休館日は必要かにつきましては、休館日は本町のみならず、他市町の施設でも施設の設置条例などで規定し、休館日を設けている場合が多く見られます。

現在、利用者にご不便をおかけしないように、主に休館日を利用して各種設備の保守点検や清掃などの施設の維持管理に充てております。このように施設の維持管理面からも、一定の休館日は必要であると考えております。

次に「利用率の高い施設は休館日をなくすること」につきましては、施設の利用率や稼働率が高くなることは、施設管理者にとっては理想的な施設でもあると言えるところでございます。このように利用率が高い施設があれば、その利用状況に合わせた稼働時間や休館日の設定など、効率的な施設運営と施設管理コストの効率化もあわせて検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 私の感じでは、特に総合文化センターとか体育館などが、稼働率、利用率が高いのではないかとということで、教育長にお伺いしたほう

がいいかもわかりません。休館日を設けている施設で比較的使用率の高い施設はどこでしょうか。お願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） お答えをさせていただきます。

手持ち資料等ありませんが、今、比較的使用率の高い施設といたしましては、社会教育施設の中では総合文化センターと総合体育館が多いと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 先ほどの答弁では、休館日を利用して点検をするというようなことでしたが、点検のために休館日を設けているわけではないと思います。

そこで、点検のために休館日をどれだけ利用しているか、大体で結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 休館日ですと、清掃作業とかガラス清掃とか自動ドアの保守点検とか消防機器の点検とか、体育館ですと、使っていただきますトレーニング機器の修繕とか、いろんなことをやられていると聞いております。どの施設も休館日の多くの費用を清掃や設備の保守点検に充てていると思います。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 休館日をすべて点検などで使うということはないと思います。この質問の趣旨は、休館日をなくして、もっと有効利用できないかという質問です。多分、火曜日が休館日が多いと思いますが、火曜日以外に利用が重なった場合、火曜日を使えば重なった人がやめるとか、あるいはほかの市町の施設を使うとか、こういうことがなくなるということも考えられると思うんです。あるいは公共団体、文化協会とかスポーツの教室を火曜日の休館日に実施する、このことによって、ほかの曜日が空いて、一般の町民が使えるということになると思います。このようなことをしていけば、さらに有効に利用できるのではないかと思います。どうでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 先ほどもお答えを申し上げましたが、最も利用が多いのは総合文化センターや総合体育館ということで、正確な利用率はわかりませんので、お答えできませんけども、100パーセントではないと思います。利用率がものすごく高くなって移動する余裕がなくなったのであれば、先ほど町長が申したとおりに、議員がご提案いただきましたように、利用状況によって日を変えたりとか、休館日の設定を変えたりとか、休館日をなくすということはございますけれども、現在の段階では、今の休館日ということで、繰り返しますけれども、利用率

が高くなって余裕が全くなかったのであれば、そういう方向も検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 今の利用率と言われるのは平日の昼間、あるいは夜、すべて埋まって、それが100パーセントと思うんですが、夜なら夜で、ダブる場合があるんですね。例えば夜の7時なら7時から使いたい。それがダブる場合がある。あとのところは空いているけれども、2チーム、3チーム、その時間帯に使いたいということもあると思うんですよ。だから100パーセントになってから考えるというのは、確かに合っているかもわかりませんが、もう少し余裕を持たせたらどうかということです。どうでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 100パーセントであれば、当然どうにもできませんので、利用率がさらに高くなって、重なりが非常に多くなったという状況が日々目立ってきたならば、私どもも考えてみたいなと思います。ただこれも、かかる施設管理のコスト等もありますので、そういうのも比較検討しながら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） もちろんコストも大事ですが、例えば文化センターなり体育館は、火曜日は休館日ですけど職員がおりますので、管理の面ではそれほどコストがかからないのではないかという思いがしておりますので、ぜひともいろいろと調べていただいて、火曜日を開放してもいいなという状況になれば検討していただいて、ぜひお願いをしたいと思います。

次の質問にいきます。

3つ目の質問は学校、校庭の芝生化について、教育長に質問します。

今、校庭の芝生化が全国で注目されています。その普及拡大の一翼を担っているのが鳥取方式と呼ばれる芝生化です。

日本で芝生と言えば、きれいな庭園や競技場を想像します。芝生が傷むからとの理由で立入禁止や利用制限があるのが常です。鳥取方式は安価で維持管理が容易な新たな芝生化のスタイルを確立しました。校庭は土であるべきという声や行政の壁にぶつかりながらも、全国各地に鳥取方式による校庭の芝生化が広まりつつあります。

東員町も数年前に、一部ではありますが、校庭の芝生化を行いました。その検証をもとに再度推進してはという考えで、3点の質問をします。

1点目、その時の校庭の芝生化に要した費用はいくらでしたか。2点目、その効

果をどのように考えていますか。3点目、今後校庭の芝生化をどのように考えますか。

以上3点について、教育長の答弁をお願いします。

議長(山本 陽一郎君) 岡野教育長。

教育長(岡野 譲治君) 木村議員の学校校庭の芝生化についてのご質問に、お答えをいたします。

学校校庭の芝生化については、近年、鳥取県での「鳥取方式」が広く知られており、その活動は平成15年からスタートし、学校やスポーツ団体などを巻き込んだ取り組みが行われており、昨年の6月議会で、川瀬議員からも、校庭の芝生化について、同様の質問をいただいているところでございます。

さて、本町も議員ご承知のとおり、平成13～15年度にかけて、小中学校の4校におきまして、部分的な校庭の芝生化を行いました。

その時の校庭の芝生化で要した費用といたしましては、小学校3校と中学校1校で、面積は1万4,312平方メートル、工事費用といたしましては、3,349万5,000円となっております。

2点目の効果をどのように考えるかということにつきましては、当時校庭の芝生化は、余り激しい運動に支障がないところを芝生化したものでありましたが、確かに子どもたちが芝生の上で寝転んだり、はだしになって走る姿を見ていると、子どもたちのよい気分転換になっていると思いますし、部分的ではありますが、強風時の砂ぼこりを抑えたり、転倒時のけがの防止などに役立っており、効果はあるものと思っております。

今後校庭の芝生化をどのように考えるかということにつきましては、確かに全国的に知られている鳥取方式は、コスト面や今夏のような暑さ対策などからも、よい方法だと感じております。

しかし以前、私も神田小学校で経験をさせていただきました感想を述べさせていただきますと、夏場の芝刈りや草取り、その他、水やりなど、日常的な管理は非常に大変でございました。ましてや全面的な芝生化となりますと、相当の管理が必要だと考えているところでございます。

また、一般的に校庭への芝張り用の苗は、成長の早い品種を植えつけますが、生育が早い分、刈り込み頻度も高く、1週間、2週間単位で小まめに行わなければいけないと聞いております。夏場の水やりや施肥の管理など、学校単位で管理計画を立てて維持管理していく必要がございます。

校庭の芝生化は、確かにメリットがあることも十分認識しておりますが、その半面、雨上がり後は芝生のところは水はけが悪く、乾きにくいいため、使用制限をしたり、激しいスポーツなどの利用時間や利用場所などの制限も出てまいります。また、東員町はスポーツ活動の推進も図っており、スポーツ少年団など、たくさんの子ど



もたちが休日の学校開放で、のびのびとグラウンドを利用して体を動かし、スポーツに励んでおります。

このようなことから、放課後や休日のグラウンド使用を制限することはできませんし、芝生化した後の維持管理や費用面などからも、現在校庭の芝生化は考えておりませんので、ご理解賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 4つの学校で3,349万円かけたということですが、それも一部の部分的な芝生化だと思います。その時の事業費、3,349万円のうちの補助金というのがどれほど出てたか、おわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 当時は屋外環境の一体的な整備による芝張りではありませんので、補助金は受けていないというのを聞いております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 最初の答弁で、メリットとデメリットをいろいろと挙げていただきましたが、若干デメリットの方が多く感じました。

インターネットで調べるとこれが逆で、芝生化のデメリットは実はないのですねと書いてあるくらいデメリットがないと。芝生を敷いて悪いことは何もありませんと書いてありました。強いていうならば、野球がグラウンドでできなくなるくらいですと書いてあったんですが、推進派と慎重派と、これだけ意見が違うのかというふうに感じましたが、野球ができないデメリットだけを考えると、現在は城山のスポーツ少年団は子どもが少なくなって、野球につきましては笹尾西と笹尾東のチームに分かれて活動しておりますので、城山小学校では行われておりません。三和小学校は長深のグラウンドを使っておりまして、全部ではありませんが、6校のうち2校はスポーツ少年団をやっていないという状況です。

デメリットもいろいろあるのですが、芝生化をした後も維持管理が大変だと。校庭の芝生化には初期費用が、先ほども言われたように一部分の芝生化で、4校で3,300万円ということなんです、これをクリアする方法が鳥取方式で、今までの芝生化よりも数段維持管理費がかからないというような状況だと思います。

もちろん、学校の先生に100パーセント負担がかかると、これは大変ですので、これを地域で、あるいはPTAの人たちでやろうと。ここにコミュニティも生まれて、いい方法ではないかと思いますが、これが無理だという考え方は、これ以上の負担を強いられるのは先生が大変なんだということは、よく理解をしておりますが、これ以上芝生の管理をするのは大変だということで反対があるのではないかと思う

んですが、その辺はどうでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 教員が大変だという声は、実際に調査をしたことがありませんのであれですけども、私も3年間、神田小学校へおらせてもらいまして、あの芝は野芝という芝です。ティフトン芝ではありませんけれども、とにかく芝が根づくまではお水をやるのが大変でした。根づいた後、6～7月に草が出てくるんです。三つ葉とオオバコという草が大変な草で、それを暑い最中、せっかく芝生を植えていただいたということで、きちんとしないといけないという意識がありまして、子どもたちと取っておりました。

肥料と芝刈り等は、業者の方に何回か来ていただいたことを記憶しておりますけれども、なかなか後の管理も大変でありまして、神田小学校に多分行っていただいたと思うんですけども、校舎の前のところにも、芝が実はあったんです。その芝と申しますのは、最初はコーナーポストを置き、そしてテープを張り、ここへは根づくまで入ったらあきませんよという形で、ずっと指導をしていたんですけども、何せあの当時420名の生徒がおりまして、大体芝が根づいたなと思ってそれを外す。子どもたちがそこへ遊びに来るんです。それをとめることができません。そうすると今もそうですけども、あっという間に芝というのはなくなってしまいます。鉄棒、ブランコ、メリーゴーランドみたいなものがあるんですけども、その下なんかでも子どもたちはずっと遊びますので、すぐなくなってしまうという状況があります。

いろんなところで芝生化というのもあるんですけども、私としては優先順位といえますか、芝生化よりも、例えば少人数の授業をするときの非常勤講師をもっと充実させたいとか、いろんな課題や問題を抱えたお子さんがみえますけれども、そういうところの教育相談事業に町民の皆さんの税金を使わせていただきたいという思いが非常にあります。

木村議員にいつも前向きな提案をしていただきまして、ありがたいんですけども、なかなか私の順番からいきますと。ただ、地域の人や学校でものすごい要望がありまして、このようにしていこうというのであれば、また今後検討をしていきたい、考えていきたいと思えますし、全国の状況も見ながら考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） 要望もあれば考えていただくということですが、どこか1カ所やれば、これはいいということで、うちの学校もという要望が出ると思います。今のところ、どこの小学校もないので要望が出ないと思えますので、どこか1カ所やってほしいというのと、鳥取方式というのは草を抜かない方式です。草

ごと刈るということですので、維持管理がそれほどかからないということです。

最初に出た補助金がゼロということですが、これを推進しているのがスポーツ振興くじ、いわゆるTOTOという補助金があると思いますが、その補助金を使うと5分の4までは出しますと。80%まで補助金を出しますというものです。サッカーくじですので、サッカー関係の補助金ですので、80%出るのなら、それほど費用がかからないのではないかと思うのと、維持管理費も助成を出しますとっています。教育長が順番と言われましたけど、もちろん、そちらのほうを優先していただくのは当然そうだと思いますが、このような有利な補助金があるので、こちらも推進して、子どもたちが校庭で喜んで遊ぶ姿を見ることができないかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 今いろんなことを教えていただきましたので、今後、他県で行われていることも研究しながら、先ほど申しましたように、学校、PTA、地域等が一致して要望等があれば、検討というとまた怒られますけれども、しませんよりは検討のほうが前向きだと思いますので、どうかよろしくご理解を願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 木村議員。

7番（木村 宗朝君） ぜひ検討をお願いします。

終わります。